

# 成年後見制度活用検討ガイドライン

年 月 日

【利用者名】

【記入者名】

## 成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

☆だけに✓がある場合は、あんしんサポートねっとでも対応が可能な場合があります。

□に✓が1つでもある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

<b>1. 判断能力</b>	
① 重要な財産行為(不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等)について自分でできるかも知れないが、本人のためには誰かに代わってやってもらった方が良いという程度。(補助相当)	☆
② 日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為(不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等)は自分ではできないという程度。(保佐相当)	☆
③ 日常生活に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度。(後見相当)	□
<b>2. 財産管理</b>	
① 日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
③ 年金・手当等の受け取り手続きが必要。	☆
④ 高額な預貯金や財産の管理が必要。	□
⑤ 生命保険などの請求手続きが必要。	□
⑥ 税金の申告が必要。	□
⑦ 賃貸借契約の手続きが必要。	□
⑧ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑨ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑩ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑪ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑫ 遺産相続の手続きが必要。	□
⑬ 裁判所の手続きが必要。	□
<b>3. 身上保護</b>	
① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□
③ 郵便物などの内容が理解でき、支援すれば本人が手続きが可能。	☆
④ 郵便物などの内容が理解できず、本人に代わって手続きが必要。	□
⑤ 施設入所や病院入院のための契約が必要。	□
<b>特記事項</b>	

## 成年後見制度活用検討ガイドライン使用時の留意事項

### ガイドラインの視点

- 後見相当で判断能力がまったくない方は、あんしんサポートねっとや身元保証等の契約をすることができませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族などの支援者がいない、またいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、成年後見制度の導入を検討する必要があります。

### 成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元引受人・連帯保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。判断能力の回復がないまま、当初の目的（遺産分割、定期預金の解約など）を達成したからと言って、途中で辞めることはできません。
- 成年後見人等は財産の積極的な運用（株式や投資信託など）ができません。

### あんしんサポートねっとに関する留意事項

- あんしんサポートねっとの契約については、（1）契約能力（あんしんサポートねっとの契約準備時に行うガイドラインによる）、（2）本人の利用意向、（3）契約の必要性を確認の上、締結をすることになります。特に周囲の人が支援の必要性を感じていても、契約者となる本人の利用意向がないと契約はできませんので、注意が必要です。
- あんしんサポートねっとにおける財産管理は日常生活の範囲内に限られています。日常生活を送るために通帳（通帳残高50万円まで）を預かる場合は1冊のみで、普段使用しない通帳（通帳残高の合計1000万円まで）は貸金庫で保管します。そのため、複数冊の通帳を利用して日常生活を送っている場合は、通帳の整理をするか、成年後見制度での財産管理が必要です。
- あんしんサポートねっとにおける財産管理は、取消権がないため、悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。
- あんしんサポートねっとでは、福祉サービスの内容が理解できる場合は本人による契約を支援することが可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合は、あんしんサポートねっとの範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。（郵便物などの手続きについても同様です。）